

第87回 定時株主総会 招集ご通知

インターネットまたは書面による議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日) 午後5時20分まで

日時 2022年6月29日(水曜日)
午前10時

場所 横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン
5階「ジュビリー」

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染症拡大状況や政府等発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okamura.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

<電子提供制度について>

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回(2023年6月)の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知(ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ)のみをお届けすることになります。次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様におかれましては、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きが必要になります。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行まで、お問い合わせください。

目次

■ 第87回 定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使方法についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
[添付書類]	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

株式会社オカムラ

(証券コード7994)

豊かな発想と確かな品質で、 人が活きる環境づくりを通して、 社会に貢献する。

株主の皆様におかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

株式会社オカムラは、創業以来、お客様のニーズを的確にとらえたクオリティの高い製品とサービスを社会に提供することに努めてまいりました。

持続可能な社会の実現の重要性が高まり変化していく価値観に合わせ、既存の経営理念を一部改訂し体系的に整理した「オカムラウェイ」を2021年7月に策定いたしました。

「豊かな発想と確かな品質で、人が活きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をオカムラのミッションとし、トータルソリューション企業への変革とグローバル化の推進を図るとともに、企業価値のさらなる向上と社会課題の解決を目指しております。

ミッションを実現していくために、「人が活きる環境の創造」「従業員の働きがいの追求」「地球環境への取り組み」「責任ある企業活動」の4つの観点からサステナビリティ重点課題を特定し、取り組みを推進しております。



代表取締役 社長執行役員 **中村 雅行**

「労働人口の継続的な減少」「働き方改革の普及」「デジタル技術の進展」など社会環境が変化する中、5年後の目標を設定し、それを達成するための2021年3月期から2023年3月期までの3カ年を対象とする中期経営計画を策定しております。社会や市場のニーズの変化を先取りした製品・サービスの開発や新たな事業モデルの構築を促進・実現するとともに、これまでのオペレーションの仕組みをこれからの変化に対応しうるものとするために構造変革を進めてまいります。

これからも、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上に努め、社会から信頼されるリーディングカンパニーを目指します。

皆様には、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

横浜市西区北幸二丁目7番18号

株式会社オカムラ

代表取締役 社長執行役員 中村 雅行

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 横浜市西区北幸一丁目11番3号

ホテル横浜キャメロットジャパン 5階「ジュビリー」

※本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。また、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

詳細はP.3の〈株主様へのお願い〉をご確認くださいようお願い申し上げます。

3 目的事項 **報告事項** 1. 第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okamura.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
- ◎なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.okamura.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎本定時株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染症拡大状況や政府等発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.okamura.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、ホテル横浜キャメロットジャパンが使用制限の対象になる等、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.okamura.co.jp/>)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

後記の株主総会参考書類（6～22頁）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使



議決権行使ウェブサイトアクセスして、
2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までにご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

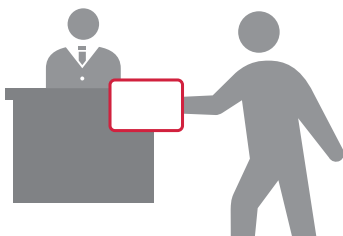
当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に関する賛否をご表示のうえ、
2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに
到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本年は、できるだけ当日のご出席はお控えいただき、
事前の議決権行使をお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)



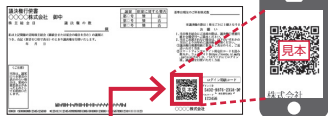
QRコードを読み取る方法

⚠️ 下記方法での議決権行使は1回に限りです。

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。

1 QRコードを読み取る

議決権行使書副票 (右側)



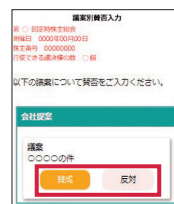
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって
行使完了です。

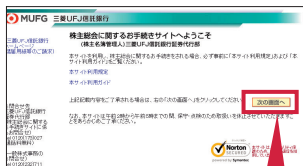


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

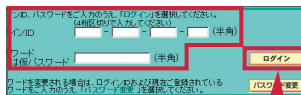


1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



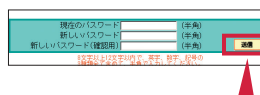
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書 用紙の副票 (右側) に 記載された「ログイン ID」および「仮パスワ ード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」 と「新しいパスワード (確認用)」の両方 に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先 (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話/0120-173-027 (通話料無料) 受付時間/午前9時から午後9時まで

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開および内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既実施させていただいた中間配当金（1株につき金20円）とあわせて1株につき金40円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

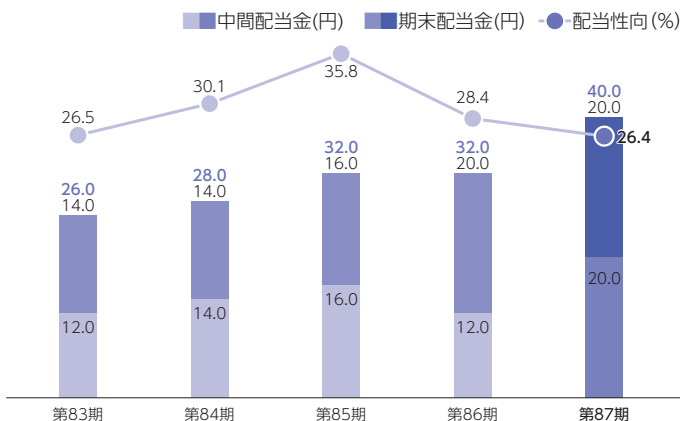
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 1,958,425,020円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

1株当たり配当金・連結配当性向の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

電子提供制度のイメージ



2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条</p> <p>本会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等) 第14条</p> <p>2</p> <p>附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 第1条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	中村 雅行	再任	代表取締役 社長執行役員	100% (12/12回)
2	菊池 繁治	再任	取締役 専務執行役員	100% (12/12回)
3	山木 健一	再任	取締役 常務執行役員	100% (12/12回)
4	河野 直木	再任	取締役 常務執行役員	100% (12/12回)
5	井上 健	再任	取締役 常務執行役員	100% (12/12回)
6	福田 栄	再任	取締役 執行役員	100% (12/12回)
7	浅野 広視	再任 社外 独立	取締役	100% (12/12回)
8	伊藤 裕慶	再任 社外 独立	取締役	100% (12/12回)
9	狩野 麻里	再任 社外 独立	取締役	100% (12/12回)
10	上條 努	再任 社外 独立	取締役	100% (9/9回)
11	菊池 美佐子	新任 社外 独立		—

候補者
番号

1

なかむら まさゆき
中村 雅行

1951年3月19日生

再任

所有する当社株式の数 92,440株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 当社入社	2007年 6月 当社専務取締役
1996年 6月 当社取締役	2012年 6月 当社代表取締役社長
2001年 6月 当社常務取締役	2019年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1973年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、1996年に取締役に就任してから、企画本部長、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者としたしました。

候補者
番号

2

きくち しげじ
菊池 繁治

1955年3月21日生

再任

所有する当社株式の数 29,000株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 当社入社	2015年 4月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長
2005年 6月 当社営業本部首都圏西支社長	2016年 6月 当社専務取締役
2008年 4月 当社オフィス営業本部首都圏東支社長	2016年 6月 当社オフィス営業本部長
2009年 6月 当社取締役	2019年 6月 当社取締役専務執行役員 (現)
2012年 6月 当社常務取締役	2022年 4月 当社オフィス環境事業本部長 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1977年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、2009年に取締役に就任してから、オフィス営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者としたしました。

招集
通知

P2

株主総会参考書類

P6

事業報告

P23

連結計算書類

P49

計算書類

P52

監査報告書

P55

株主総会参考書類

候補者
番号 **3** やまき けんいち **山木 健一** 1957年2月20日生

再任

所有する当社株式の数 28,300株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1980年 4月 当社入社	2012年 6月 当社取締役
2001年 6月 当社企画本部情報システム部長	2012年 6月 当社生産本部長 (現)
2005年 2月 当社生産本部第一事業部つくば事業所長	2018年 6月 当社常務取締役
2006年 1月 当社生産本部第一事業部追浜事業所長	2019年 6月 当社取締役常務執行役員 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1980年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、2012年に取締役に就任してから、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **4** こうの なおき **河野 直木** 1966年3月22日生

再任

所有する当社株式の数 8,600株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 当社入社	2019年 6月 当社上席執行役員
2015年 4月 当社オフィス営業本部 首都圏営業本部京橋支店長	2020年 4月 当社常務執行役員
2016年 6月 当社取締役	2021年 4月 当社コーポレート担当 (現)
2016年 6月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長	2021年 6月 当社取締役常務執行役員 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1989年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、首都圏営業本部長やコーポレート担当を務め、2021年に取締役に就任するなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者番号 **5** ^{いのうえ けん}**井上 健** 1956年11月18日生

再任

所有する当社株式の数 11,600株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1979年 4月	当社入社	2016年 6月	当社商環境事業本部東日本営業本部長
2006年 6月	当社商環境事業本部 第一営業本部東京西営業部長	2019年 6月	当社上席執行役員
2008年 7月	当社商環境事業本部営業本部東京東営業部長	2020年 11月	当社商環境事業本部営業本部長 (現)
2010年 3月	当社商環境事業本部営業本部首都圏営業部長	2021年 4月	当社常務執行役員
2014年 6月	当社取締役	2021年 4月	当社商環境事業本部長 (現)
2014年 6月	当社商環境事業本部営業本部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1979年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、商環境事業本部長を務め、2021年に取締役に就任するなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者番号 **6** ^{ふくだ さかえ}**福田 栄** 1965年9月21日生

再任

所有する当社株式の数 8,500株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1990年 4月	(株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行	2019年 5月	当社入社、顧問
2017年 5月	(株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 丸の内支社長	2019年 6月	当社取締役執行役員 (現)
		2019年 6月	当社コーポレート担当 (現)

■ 取締役候補者とした理由

1990年(株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行、2017年(株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 丸の内支社長を務め、2019年当社入社後同年取締役に就任してから、コーポレート担当を務めるなど、銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号

7

あさの ひろみ
浅野 広視

1950年12月13日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 10,100株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1973年 4月 住友海上火災保険(株) (現三井住友海上火災保険(株)) 入社
- 2001年 6月 同社取締役執行役員統合推進室長
- 2001年10月 三井住友海上火災保険(株)取締役執行役員経営企画部長
- 2004年 4月 同社常務取締役常務執行役員
- 2005年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2006年 4月 同社取締役専務執行役員
- 2006年10月 同社取締役専務執行役員商品本部長
- 2008年 4月 同社取締役専務執行役員兼三井住友海上グループホールディングス(株)取締役
- 2009年 4月 同社取締役副社長執行役員兼三井住友海上グループホールディングス(株)取締役
- 2010年 4月 同社副社長執行役員東京企業第二本部長兼東京企業第二本部損害サポート・イノベーション本部長
- 2011年 4月 同社特別顧問
- 2011年 6月 社団法人日本損害保険協会専務理事
- 2014年 7月 MS&ADビジネスサポート(株)代表取締役社長
- 2016年 6月 当社取締役 (現)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

浅野広視氏は、三井住友海上火災保険(株)の常務執行役員、副社長執行役員などを務め、世界各地で事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者いたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 浅野広視氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

いとう ひろよし
伊藤 裕慶

1951年3月12日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 7,400株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1973年 4月 三菱地所(株)入社
- 2003年 4月 同社執行役員企画管理本部広報部長
- 2005年 4月 同社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
- 2005年 6月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
- 2007年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2009年 4月 同社取締役専務執行役員
- 2009年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2013年 4月 三菱地所リアルエステートサービス(株)代表取締役社長
- 2017年 6月 当社取締役 (現)

■ 重要な兼職の状況

(株)キーストーン・パートナーズ社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤裕慶氏は、三菱地所(株)の代表取締役専務執行役員や三菱地所リアルエステートサービス(株)の代表取締役社長などを務め、全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 伊藤裕慶氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類

P6

事業報告

P23

連結計算書類

P49

計算書類

P52

監査報告書

P55

候補者
番号

9

かのま
り
狩野 麻里

1960年5月27日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 200株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1984年 4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
- 2012年 9月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）ミラノ支店長
- 2014年10月 三菱UFJニコス㈱入社、営業本部営業企画部部长
- 2019年 4月 学昭和女子大学国際交流センター長
- 2019年10月 同大学総合教育センター（現 全学共通教育センター）特命教授（現）
- 2020年 6月 当社取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

学昭和女子大学全学共通教育センター特命教授
東京製綱㈱社外取締役
東京海上アセットマネジメント㈱社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

狩野麻里氏は、㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）のミラノ支店長や学昭和女子大学の国際交流センター長兼特命教授などを務め、世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的でグローバルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者いたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 狩野麻里氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

かみじょう つとむ
上條 努

1954年1月6日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 100% (9/9回)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1976年 4月 サッポロビール(株) (現サッポロホールディングス(株)) 入社
- 2001年 3月 サッポロビール飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) 取締役営業企画部長
- 2003年 9月 同社取締役常務執行役員マーケティング本部長
- 2005年 9月 同社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2007年 3月 サッポロホールディングス(株)取締役経営戦略部長
- 2009年 3月 同社常務取締役
- 2011年 3月 同社代表取締役社長兼グループCEO
- 2011年 3月 サッポロ飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) 代表取締役社長
- 2017年 1月 サッポロホールディングス(株)代表取締役会長
- 2019年 3月 同社取締役会長
- 2020年 3月 同社特別顧問 (現)
- 2021年 6月 当社取締役 (現)

■ 重要な兼職の状況

- (株)帝国ホテル社外取締役
- 東北電力(株)社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上條努氏は、サッポロホールディングス(株)の代表取締役社長および代表取締役会長を歴任するとともに、サッポロ飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) の代表取締役社長などを務め、国内および海外で幅広く事業を展開する酒類・食品飲料会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者いたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 上條努氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類

P6

事業報告

P23

連結計算書類

P49

計算書類

P52

監査報告書

P55

候補者
番号

11

きくち みさこ
菊地 美佐子

1961年8月2日生

新任

社外

独立

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 三井物産(株)入社
2015年 4月 同社環境・社会貢献部長
2018年10月 三井物産フォレスト(株)代表取締役社長（現）

■ 重要な兼職の状況

三井物産フォレスト(株)代表取締役社長
(学)聖路加国際大学非常勤監事
(株)コメリ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菊地美佐子氏は、三井物産(株)の環境・社会貢献部長や三井物産フォレスト(株)の代表取締役社長などを務め、世界各地で事業を展開する総合商社および全国的に事業を展開する森林管理会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的でサステナブルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者としていたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 菊地美佐子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏は、2022年6月30日付にて三井物産フォレスト(株)代表取締役社長、(学)聖路加国際大学非常勤監事を退任する予定であります。
- (3) 同氏は、2022年7月1日付にて三井物産フォレスト(株)取締役参与、(学)聖路加国際大学常勤監事に就任する予定であります。
- (4) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において補欠監査役に選任された内田晴康氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

株主総会参考書類

補欠監査役
候補者

うちだ はるみち
内田 晴康

1947年4月7日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位

1973年 4月	弁護士登録（現）	2004年 4月	慶應義塾大学法科大学院教授
1973年 4月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	2007年 4月	同大学法科大学院講師
1980年10月	米国ニューヨーク州弁護士登録（現）	2012年 4月	一般社団法人日本経済団体連合会監事（現）
1981年 1月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー	2018年 1月	内田法律事務所開設
		2018年 4月	TMI綜合法律事務所パートナー（現）

■ 重要な兼職の状況

サントリー食品インターナショナル(株)社外取締役（監査等委員）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

内田晴康氏は、日本および国際弁護士として企業法務に精通されており、また、事業法人の社外役員を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを専門の見地から、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者いたしました。

■ その他補欠監査役候補者に関する事項

- (1) 内田晴康氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を予定しております。
- (2) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記補欠の社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役ならびに監査役および補欠監査役の各候補者に関する事項 (役員等賠償責任保険契約について)

当社は、当社の役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告43ページに記載のとおりであります。

第3号議案（取締役11名選任の件）でお諮りする各候補者のうち再任予定の各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合、各氏を被保険者に含めて契約を更新する予定であります。また、新任予定の各候補者については、各氏の選任が承認された後、各氏を当該保険契約の被保険者に含めて契約を締結する予定であります。なお、第4号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする候補者については、同氏が監査役に就任された場合、同氏を当該保険契約の被保険者に含めて契約を締結する予定であります。

(ご参考)

役員スキルマトリックス

氏名		専門性・経験										
		企業経営	当社の事業戦略	財務会計	法務コンプライアンス	ESG	人事人財開発	マーケティング開発	製造技術	ITDX	営業	海外
取締役	中村 雅行	●	●		●	●	●	●	●	●		●
	菊池 繁治	●	●		●	●					●	
	山木 健一	●	●		●	●		●	●	●		
	河野 直木	●	●							●	●	
	井上 健	●	●								●	
	福田 栄	●	●	●	●	●					●	
	浅野 広視	●			●	●	●					
	伊藤 裕慶	●			●	●		●			●	
	狩野 麻里			●	●	●	●					●
	上條 努	●			●	●		●			●	●
監査役	菊地 美佐子	●			●	●	●					
	岩田 寿一	●			●						●	
	永井 則幸				●						●	
	鈴木 祐一				●							
	岸上 恵子			●		●						●

(ご参考)

社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間における業務執行者。
2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
3. ①当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
②当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
4. 当社から過去3年平均で役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。
5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。
6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。
7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう

注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう

注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な影響が続く中、経済活動は回復傾向が見られたものの地政学的リスクも顕在化し、諸資材・部品の調達難や価格高騰など、とりわけ供給面において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、自らウイズコロナの働き方に挑戦するとともに、アフターコロナに向けたワークプレイス戦略レポートを公開するなど、社内の知見を活かした情報発信にも取り組み、特徴ある製品づくりやトータルソリューション提案による新しい市場創出に注力し、資材価格の高騰を吸収すべくコストダウンや価格改定を実施するなど対策に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高261,175百万円（前期は244,454百万円）、営業利

益15,972百万円（前期は14,175百万円）、経常利益17,491百万円（前期は15,377百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益14,992百万円（前期は11,971百万円）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、10.7%（前期は8.8%）、総資産経常利益率（ROA）は、7.1%（前期は6.4%）、売上高営業利益率は、6.1%（前期は5.8%）となりました。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関しましては、前期比（%）を記載せずに説明しております。

売上高

第86期(2021年3月期)	第87期(2022年3月期)
244,454百万円	261,175百万円

営業利益

第86期(2021年3月期)	第87期(2022年3月期)
14,175百万円	15,972百万円

経常利益

第86期(2021年3月期)	第87期(2022年3月期)
15,377百万円	17,491百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第86期(2021年3月期)	第87期(2022年3月期)
11,971百万円	14,992百万円

セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
140,599百万円

セグメント利益
13,782百万円

売上高構成比
53.8%

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

多様な働き方が求められるオフィスから、さまざまな人が集う教育施設、劇場、ミュージアムなどの文化施設、専門性の高い研究施設や、医療・高齢者施設まで、機能性と快適性を追求した製品とサービスを通して、最適な空間を提案しております。その他、諸官庁や自治体、金融機関、一般家庭まで、多彩な製品とサービスを提供しております。

オフィス環境事業につきましては、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に広がっており、加えて、コロナ禍での働き方の急激な変化を受け、なお一層活発化しています。また、オフィスへの投資は、企業にとって生産性を向上させるうえで優先度の高いものとなっており、センターオフィスの改装需要が増加しております。このような状況のもと、新しい働き方とその環境を実践・検証する「ラボオフィス」での実証結果や、自社での働き方改革の実践により得られた知見を活かし、オフィス面積適正化（ライトサイジング）などの顧客ニーズを捉えた提案営業と、働き方の変化を捉えた新製品の拡充を展開いたしました。これにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに大幅に増加し、過去最高となりました。

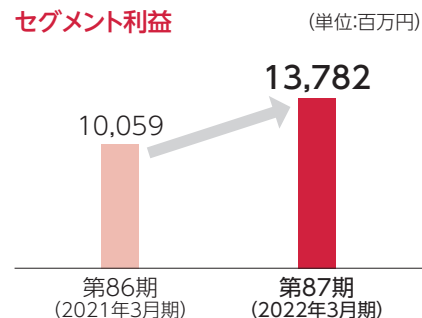
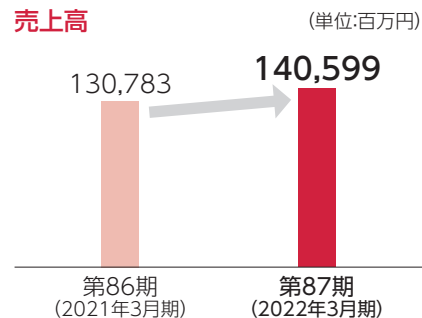
この結果、当セグメントの売上高は、140,599百万円（前期は130,783百万円）、セグメント利益は、13,782百万円（前期は10,059百万円のセグメント利益）となりました。



ワークブース



学校・教育施設



商環境事業



売上高
102,674百万円

セグメント利益
2,740百万円

売上高構成比
39.3%

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

社会環境や市場の変化に伴い、小売業は常に新しい店舗づくりを求められます。当社グループは、小売業を取り巻く環境の変化をいち早く捉え、デザイナーによるレイアウトや内装のプランニングから什器の製造、施工、メンテナンスまで、店舗づくりをトータルにサポート。陳列什器、冷凍冷蔵ショーケース、各種専用什器から、バックヤード機器、物流システム機器まで、幅広い品揃えでさまざまなニーズにお応えしております。

商環境事業につきましては、当社の主要顧客であるスーパー、ドラッグストア等の小売業を中心に、改装需要は好調に推移いたしました。このような状況のもと、店舗什器、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化するとともに、セルフレジなどの感染防止対策や、決済手段の多様化に対応したカウンター什器などの新しい需要の取り込みに努めたことにより、売上高は、過去最高となりました。しかしながら、中井工場の火災や冷凍機をはじめとした調達難への対応によるコスト増加により、利益は減少いたしました。

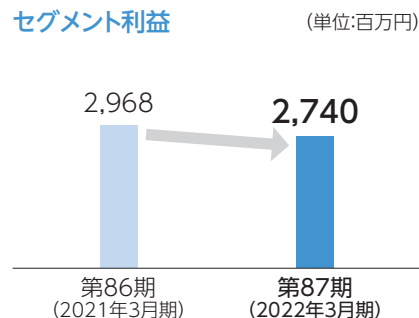
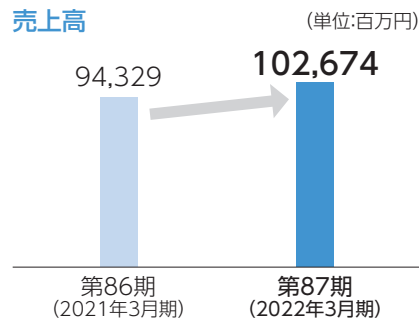
この結果、当セグメントの売上高は、102,674百万円（前期は94,329百万円）、セグメント利益は、2,740百万円（前期は2,968百万円のセグメント利益）となりました。



冷凍冷蔵ショーケース



店舗用商品陳列棚



物流システム事業



売上高
12,360百万円

セグメント利益
△590百万円

売上高構成比
4.7%

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ロジスティクスの合理化を追求し、実践を通して、常に新しい物流システム機器を開発、提供しております。

より「早く」「正確に」「安全な」物流作業を実現し、経営メリットを生み出すための物流システムの改善の提案から、ソフトウェアの開発、機器導入、運用支援、アフターサービスまで、トータルにお手伝いしております。

物流システム事業につきましては、巣ごもり需要の拡大と人手不足を背景とした省人・省力化への要望は強く、大型物流施設を中心に自動倉庫の需要は高水準で推移しております。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開してまいりましたが、コロナ禍における前期初からの商談の停滞や、顧客の投資先送り、部品の調達難などにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに減少いたしました。なお足元での受注高は堅調に増加しております。

この結果、当セグメントの売上高は、12,360百万円（前期は14,764百万円）、セグメント損失は、590百万円（前期は1,266百万円のセグメント利益）となりました。

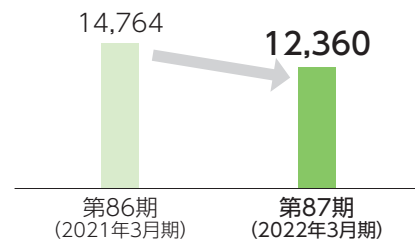


ロボットストレージシステム

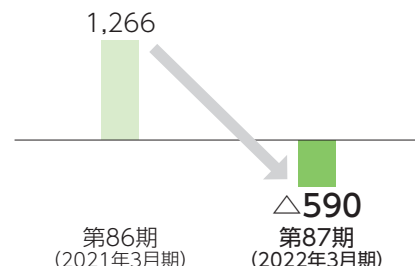


ロボット

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,840百万円であります。その主な内訳は、生産設備の維持更新・省力化に関わる機械設備の投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① ESG経営

当社グループは、持続可能な社会の実現が求められる新たな価値観の社会の中で、企業が持続的に成長するためには、ESGを中心にとらえた事業活動が重要であると考えております。オカムラのミッションを実現していくために、当社グループの事業と未来世代も含めた様々なステークホルダーの視点から、「人が生きる環境の創造」、「従業員の働きがいの追求」、「地球環境への取り組み」、「責任ある企業活動」の4つを取り組むべきテーマと掲げ、それぞれについて重点課題を定めて活動を推進し、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

上記の重点テーマである「従業員の働きがいの追求」として、健康経営を具体的に推進するために、2017年9月に「オカムラ健康経営宣言」を制定いたしました。

従業員の健康を重要な経営課題と捉え、生活習慣病の改善や受動喫煙防止など9つの健康施策を通じて、従業員一人ひとりの心身の健康保持増進と健全な職場環境を維持し、お客様に健康で快適な環境を提供しつづけることを通じて、社会から信頼される企業を目指しております。また、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2022（ホワイト500）」に認定され、2018年から5年連続の認定となり、企業価値向上に努めております。

「地球環境への取り組み」として、パリ協定に基づく温室効果ガス排出量の削減目標であるSBT（Science Based Targets）を踏まえ、当社グループではスコープ1およびスコープ2の排出量について、「2030年度に2020年度比50%削減」「2050年度に実質ゼロ」という目標を設定し、事業活動全体における取り組みを推進しております。

目標の達成に向けて活動をさらに加速させるために再生可能エネルギーの利用を拡大しており、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることを目指す国際的なイニシアティブ「RE100」に加盟しました。既に一部の生産事業所等で水力発電による電力への切り替えや太陽光発電設備の導入を進めており、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への切り替えを計画的に推進してまいります。

また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

提言を参考に、気候変動によるリスクおよび機会が経営に与える影響を評価し、適切な情報開示を行うとともに、中長期の視点から経営戦略に反映させていきます。

②新型コロナウイルス感染症対策

当社グループは、政府の方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、社会的責任を果たしてまいります。なお、新型コロナウイルス感染拡大に関する当社グループの最新の対応方針については、当社ウェブサイト (URL <https://www.okamura.co.jp/>) に掲載してまいります。

③SCM (サプライチェーンマネジメント)

調達難、資材価格の高騰への対策を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の再拡大、自然災害、地政学的リスクなどに対応するサプライチェーン全体のリスク管理をさらに強化してまいります。

④各事業の状況

主力のオフィス環境事業につきましては、ハイブリッドワーク時代における新しいオフィスの在り方の変化にともない、オフィス改装需要は堅調に推移すると予想しております。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは加速しており、センターオフィス機能の見直し、これからの働き方に対応したワークブース、オフィスDXなど新しい製品・サービスに対する需要が高ま

っています。

このような状況のもと、他業界とのオープンイノベーションによる「未来のオフィス空間」の実証実験、新しい働き方や環境を実践・検証する「ラボオフィス」での実証実験、自社での働き方改革における様々な施策の実践を推進してまいります。これらにより得られた知見をプラスすることにより、当社グループの強みであるトータルソリューション提案の強化を図ってまいります。また、オフィス周辺市場での優位性の確立、収益性の向上、人財育成の徹底・強化に取り組んでまいります。

商環境事業につきましては、スーパー、ドラッグストア等の業態間競争の激化にともない、食品売り場を中心に店舗投資需要は堅調に推移すると予想しております。また、人手不足を背景に省人・省力化への要望はますます強まっており、店舗デジタル投資の増加にともなうレジ周りの需要、品出しの作業負荷を大幅に低減するスライド棚の需要が拡大しております。

このような状況のもと、お客様のニーズをとらえた製品の拡充を図り、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケース、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化し、売上高の拡大を目指すとともに、業務の標準化等によるコストの低減や販売価格の見直しにより収益性の改善に努めてまいります。

物流システム事業につきましては、大型物流施設の

事業報告

需要は高水準に推移し、また、倉庫作業員不足や保守サービスのIoT化など、省人・省力化関連需要は拡大するものと予想しております。足元での受注高は堅調に増加しておりますが、部品の調達難など供給面においては、厳しい状況が継続すると見込んでおります。

このような状況のもと、安定した売上確保を目指したビジネス強化とコスト管理の徹底に努めてまいります。また、差別化製品の開発に積極的に取り組むとともに、先進技術を用いた製品開発やデジタル技術を用いたサービスの充実、保守体制の強化に取り組んでまいります。

生産性・効率性の向上につきましては、つくば事業所に新工場棟を増設し、変化する需要に柔軟に対応できる生産体制を強化していきます。効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上を図るとともに、効率性と安定供給の両立に取り組んでまいります。併せて、全社にわたる働き方改革の実践と業務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況（連結）

		第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期
売上高	(百万円)	241,752	247,925	253,170	244,454	261,175
営業利益	(百万円)	13,142	12,418	13,391	14,175	15,972
経常利益	(百万円)	14,000	13,677	14,712	15,377	17,491
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,820	10,234	9,851	11,971	14,992
1株当たり当期純利益	(円)	98.23	92.92	89.44	112.51	151.26
総資産	(百万円)	233,110	229,276	236,327	245,473	245,372
純資産	(百万円)	125,585	130,403	135,497	139,776	144,121
1株当たり純資産	(円)	1,136.82	1,179.63	1,219.18	1,381.61	1,459.34
自己資本比率	(%)	53.7	56.7	56.8	56.5	58.1
自己資本利益率(ROE)	(%)	9.1	8.0	7.5	8.8	10.7

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から適用しており、第87期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

売上高

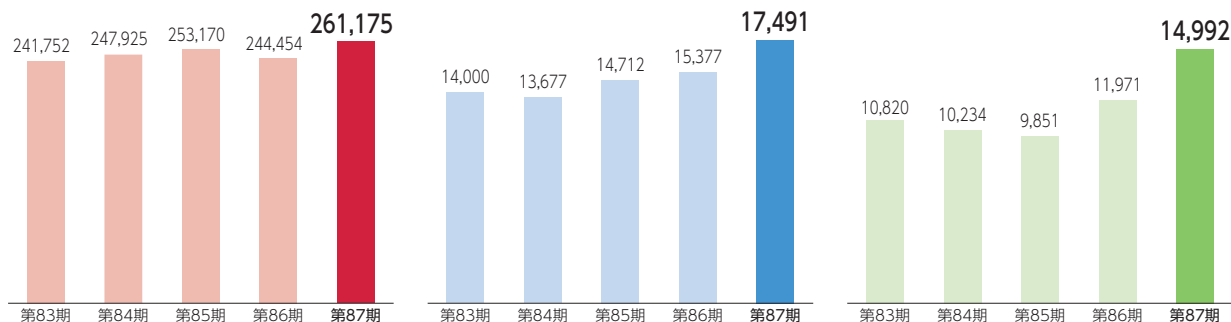
(単位:百万円)

経常利益

(単位:百万円)

親会社株主に帰属する当期純利益

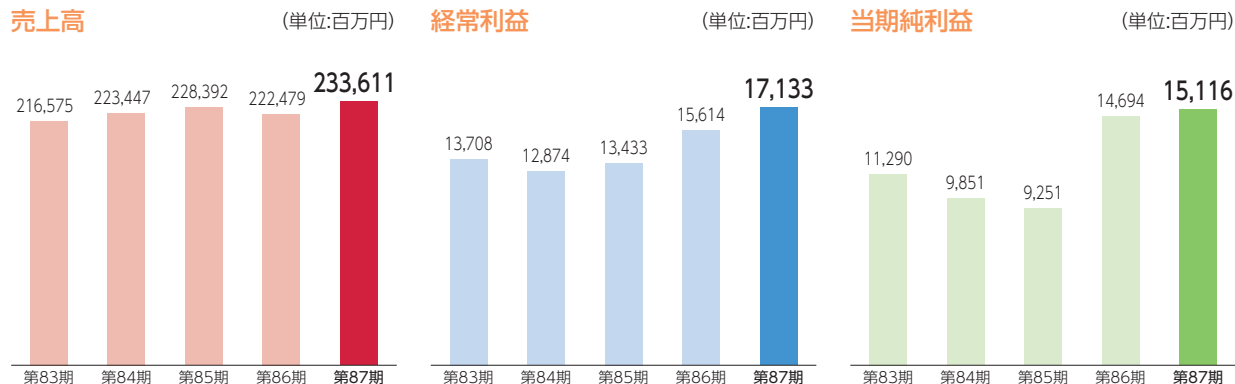
(単位:百万円)



② 当社の財産及び損益の状況（単体）

		第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期
売上高	(百万円)	216,575	223,447	228,392	222,479	233,611
営業利益	(百万円)	10,896	11,028	11,755	13,481	15,217
経常利益	(百万円)	13,708	12,874	13,433	15,614	17,133
当期純利益	(百万円)	11,290	9,851	9,251	14,694	15,116
1株当たり当期純利益	(円)	102.33	89.29	83.85	137.86	152.22
総資産	(百万円)	209,722	207,572	213,312	225,441	221,613
純資産	(百万円)	113,793	118,484	122,451	129,728	133,337
1株当たり純資産	(円)	1,031.43	1,073.96	1,109.93	1,289.28	1,361.68

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第87期の期首から適用しており、第87期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス営業本部	東日本支社 (宮城県仙台市)	首都圏営業本部 (東京都千代田区)
		中部支社 (愛知県名古屋市)	関西支社 (大阪府大阪市)
		西日本支社 (福岡県福岡市)	
	商環境事業本部	東北営業部 (宮城県仙台市)	関信越営業部 (埼玉県さいたま市)
		首都圏営業部 (東京都千代田区)	中部営業部 (愛知県名古屋市)
	西日本営業部 (大阪府大阪市)		
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都千代田区)	
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所 (神奈川県横須賀市)	高島事業所 (山形県東置賜郡高島町)
		つくば事業所 (茨城県つくば市)	富士事業所 (静岡県御殿場市)
		御殿場事業所 (静岡県御殿場市)	中井工場 (神奈川県足柄上郡中井町)
		鶴見工場 (神奈川県横浜市)	パワートレーン事業部 (神奈川県横須賀市)

② 当社子会社の主要な営業所及び工場

	会社名	所在地
営業拠点	奥カムラ(中国)有限公司	中国
	Okamura Salotto Hong Kong Limited	中国
	Siam Okamura International Co., Ltd.	タイ
製造拠点	株式会社関西オカムラ	大阪府東大阪市
	株式会社エヌエスオカムラ	岩手県金石市
	株式会社山陽オカムラ	岡山県高梁市
	株式会社富士精工本社	石川県能美市
	杭州岡村伝動有限公司	中国
その他サービス拠点等	株式会社オカムラサポートアンドサービス	東京都千代田区
	セック株式会社	東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減(△)名
オフィス環境事業	3,209	179
商環境事業	1,280	△36
物流システム事業	416	38
その他	200	12
全社(共通)	301	9
合計	5,406	202

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減(△)名
3,804	△30

- (注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 当社の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	3,200
株式会社 横浜銀行	1,900
株式会社 みずほ銀行	1,600

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 100,621,021株(自己株式 2,699,770株を含む)
- (3) 株主数 7,343名(前事業年度末比 1,332名増)
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,279	10.50
オカムラグループ従業員持株会	5,775	5.90
明治安田生命保険相互会社	5,436	5.55
日本製鉄株式会社	5,313	5.43
株式会社三菱UFJ銀行	4,805	4.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,415	4.51
三井住友海上火災保険株式会社	4,236	4.33
オカムラ協力会持株会	3,695	3.77
株式会社横浜銀行	2,853	2.91
オカムラディーラー共栄会	1,641	1.68

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(2,699,770株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2021年5月26日及び2022年3月16日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を2,698,600株取得しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

招集
通知

P2

株主
総会
参考
書類

P6

事業
報告

P23

連結
計算
書類

P49

計算
書類

P52

監査
報告
書

P55

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村 雅行	社長執行役員
取締役	菊池 繁治	専務執行役員 オフィス営業本部長
取締役	山木 健一	常務執行役員 生産本部長
取締役	河野 直木	常務執行役員 コーポレート担当
取締役	井上 健	常務執行役員 商環境事業本部長
取締役	福田 栄	執行役員 コーポレート担当
取締役	塚本 光太郎	三菱商事(株) 常務執行役員総合素材グループCEO (株)メタルワン 取締役 (非常勤)
取締役	浅野 広視	
取締役	伊藤 裕慶	(株)キーストーン・パートナーズ 社外監査役
取締役	狩野 麻里	(学)昭和女子大学国際交流センター長兼総合教育センター特命教授 東京製綱(株) 社外取締役
取締役	上條 努	(株)帝国ホテル 社外取締役 東北電力(株) 社外取締役
監査役(常勤)	岩田 寿一	
監査役(常勤)	永井 則幸	
監査役	鈴木 祐一	弁護士 (株)ぎょうせい 社外監査役
監査役	岸上 恵子	公認会計士 ソニーグループ(株) 社外取締役 住友精化(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役菊池繁治氏は、2022年4月1日付で当社の専務執行役員オフィス環境事業本部長に就任しております。
2. 取締役狩野麻里氏は、2022年3月31日付で学校法人昭和女子大学の国際交流センター長を退任しております。また、2022年4月1日付で東京海上アセットマネジメント(株)の社外取締役に就任しております。
3. 取締役塚本光太郎、浅野広視、伊藤裕慶、狩野麻里及び上條努の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役鈴木祐一及び岸上恵子の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役浅野広視、取締役伊藤裕慶、取締役狩野麻里、取締役上條努、監査役鈴木祐一及び監査役岸上恵子の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において、河野直木、井上健及び上條努の各氏が新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
8. 2021年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、土志田貞一及び山本文雄の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。
10. (学)昭和女子大学総合教育センターは、2022年4月1日付で「(学)昭和女子大学全学共通教育センター」へ名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	327 (49)	242 (49)	85 (—)	13 (5)
監査役 (うち社外監査役)	66 (20)	66 (20)	—	4 (2)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額16百万円を支給しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する意識を高めるため、業績指標の目標を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を基準とし、これに定性評価を加味して賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

業績指標については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益（セグメント別・全社）を基本とし、職責及び担当業務に応じた重点施策の達成度合を定性評価として加味し、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。目標達成時の業績連動報酬の支給割合は報酬総額の20%～30%となっております。より大きな権限と責任を持つ役員には、より多くの業績連動効果が及ぶことで執行責任の明確化を図っております。また、外部の調査機関のデータを用いるなどして、報酬額の客観性や妥当性を検討しております。当該指標を選択した理由は、連結経常利益及び連結営業利益（全社）により会社全体への貢献度を測るとともに、セグメント別連結営業利益により当該セグメントに係る執行責任の一層の明確化を図るためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結経常利益17,500百万円、連結営業利益（全社）16,500百万円であり、実績は連結経常利益17,491百万円、連結営業利益（全社）15,972百万円であります。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額5億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は17名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額8千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬（執行役員を兼務する取締役の執行役員としての報酬を含む。以下同じ。）は、以下を基本的な考えとして定めております。

1. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、会社業績目標の達成を動機づけるものとする
 2. 企業文化、企業理念と整合性が高いものとする
 3. 当社の経営を担う優秀な人材を確保できる、競争力の高い報酬体系とする
 4. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる、透明性、合理性、公平性のある報酬体系とする
- ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、独立社外取締役及び代表取締役で構成される報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、全社業績評価及び個人評価を行った上で、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成するものとしております。なお、報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

イ 構成員の氏名、地位及び担当

委員長 伊藤 裕慶 (社外取締役)、委員 浅野 広視 (社外取締役)、委員 狩野 麻里 (社外取締役)、委員 上條 努 (社外取締役)、委員 中村 雅行 (代表取締役 社長執行役員)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 塚本 光太郎

同氏は、三菱商事株式会社常務執行役員総合素材グループCEOを兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 塚本 光太郎

同氏は、株式会社メタルワンの取締役（非常勤）であります。同社は、当社製品の販売等について当社の主要な取引先であります。

ロ 取締役 伊藤 裕慶

同氏は、株式会社キーストーン・パートナーズの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ハ 取締役 狩野 麻里

同氏は、学校法人昭和女子大学の国際交流センター長（2022年3月31日付で退任）兼総合教育センター（2022年4月1日付で「全学共通教育センター」へ名称変更）特命教授及び東京製綱株式会社の社外取締役であります。また、2022年4月1日付で東京海上アセットマネジメント株式会社の社外取締役に就任しております。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ニ 取締役 上條 努

同氏は、株式会社帝国ホテル及び東北電力株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ホ 監査役 鈴木 祐一

同氏は、株式会社ぎょうせいの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ヘ 監査役 岸上 恵子

同氏は、ソニーグループ株式会社及び住友精化株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	塚本光太郎	11回/12回 (91.7%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中11回出席しております。世界各地で事業を展開する総合商社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に海外戦略やリスクマネジメント等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。
	浅野 広視	12回/12回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。世界各地で事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に人材の育成や活用及びリスクマネジメント等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	伊藤 裕慶	12回/12回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略や技術開発等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	狩野 麻里	12回/12回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に海外戦略や人材育成等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	上條 努	9回/9回 (100%)	社外取締役就任後に開催した取締役会9回中9回出席しております。国内及び海外で幅広く事業を展開する酒類・食品飲料会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略やリスクマネジメント等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外監査役	鈴木 祐一	11回/12回 (91.7%)	10回/12回 (83.3%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中11回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中10回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岸上 恵子	12回/12回 (100%)	12回/12回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中12回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役ならびに執行役員及び監査役の全員（以下「対象役員等」といいます。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料については、被保険者であります対象役員等がおおむね1割を負担し、残りの保険料を当社及び子会社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
	百万円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	80
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うこととしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすること

しております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要

な事項と報告が必要な事項を、関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

⑧ 当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、

当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めるときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

② リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上をめざし、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実

施しています。情報セキュリティ事故発生時の被害と影響を最小化するために、「CSIRT（コンピューター・セキュリティインシデント対策チーム）憲章」を制定するとともに、事故発生時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう「インシデント対応ガイドライン」を策定し、担当役員を含む関係部門による演習を定期的に行っています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

③ 取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

④ グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定め、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループでは、取締役及び使用人等に対し、役員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」及び年2回開催される「関

連会社社長会」にて、子会社の代表取締役から経営状況等が報告されるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告されています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査を行うとともに、必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役及び担当取締役、ならびに当社の代表取締役及び監査役に報告しています。

⑤ 監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量取得行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき20円）を加えた年間配当金は、1株につき40円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第87期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	132,009
現金及び預金	39,952
受取手形、売掛金及び契約資産	68,927
商品及び製品	9,725
仕掛品	5,828
原材料及び貯蔵品	5,095
その他	2,635
貸倒引当金	△ 155
固定資産	113,362
有形固定資産	59,517
建物及び構築物	15,184
機械装置及び運搬具	12,169
土地	27,823
建設仮勘定	838
その他	3,502
無形固定資産	5,548
のれん	2,408
その他	3,139
投資その他の資産	48,295
投資有価証券	41,225
退職給付に係る資産	985
敷金	4,812
繰延税金資産	216
その他	1,083
貸倒引当金	△ 27
資産合計	245,372

科目	第87期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	70,274
支払手形及び買掛金	29,213
電子記録債務	11,330
短期借入金	6,072
1年内返済予定の長期借入金	690
1年内償還予定の社債	5,000
未払法人税等	5,597
未払消費税等	902
契約負債	1,700
賞与引当金	4,358
その他	5,407
固定負債	30,976
社債	5,000
長期借入金	4,830
退職給付に係る負債	15,942
繰延税金負債	887
その他	4,315
負債合計	101,250
純資産の部	
株主資本	132,173
資本金	18,670
資本剰余金	16,770
利益剰余金	100,367
自己株式	△ 3,634
その他の包括利益累計額	10,458
その他有価証券評価差額金	10,987
為替換算調整勘定	160
退職給付に係る調整累計額	△ 690
非支配株主持分	1,489
純資産合計	144,121
負債純資産合計	245,372

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	第87期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	261,175
売上原価	177,588
売上総利益	83,587
販売費及び一般管理費	67,614
営業利益	15,972
営業外収益	2,123
受取利息	22
受取配当金	866
持分法による投資利益	395
為替差益	374
その他	464
営業外費用	604
支払利息	151
固定資産除売却損	283
その他	169
経常利益	17,491
特別利益	5,038
投資有価証券売却益	3,920
受取保険金	1,118
特別損失	859
減損損失	76
災害による損失	759
投資有価証券売却損	12
投資有価証券評価損	10
税金等調整前当期純利益	21,670
法人税、住民税及び事業税	6,741
法人税等調整額	△147
当期純利益	15,075
非支配株主に帰属する当期純利益	82
親会社株主に帰属する当期純利益	14,992

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

P2

株主
総会
参考
書類

P6

事業
報告

P23

連結
計算
書類

P49

計算
書類

P52

監査
報告
書

P55

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,766	90,242	△ 110	125,568
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 870		△ 870
会計方針の変更を反映した 当期首残高	18,670	16,766	89,371	△ 110	124,698
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,996		△ 3,996
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,992		14,992
自己株式の取得				△ 3,534	△ 3,534
自己株式の処分		3		9	13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	3	10,996	△ 3,524	7,475
当期末残高	18,670	16,770	100,367	△ 3,634	132,173

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,198	△ 132	△ 876	13,188	1,019	139,776
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 870
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,198	△ 132	△ 876	13,188	1,019	138,905
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,996
親会社株主に帰属する 当期純利益						14,992
自己株式の取得						△ 3,534
自己株式の処分						13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 3,210	293	186	△ 2,730	470	△ 2,259
当期変動額合計	△ 3,210	293	186	△ 2,730	470	5,216
当期末残高	10,987	160	△ 690	10,458	1,489	144,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第87期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	109,307
現金及び預金	26,674
受取手形	10,205
売掛金	44,004
契約資産	7,920
商品及び製品	9,081
仕掛品	5,121
原材料及び貯蔵品	3,864
前払費用	733
その他	1,707
貸倒引当金	△ 6
固定資産	112,306
有形固定資産	50,357
建物	12,644
構築物	609
機械及び装置	8,618
車両運搬具	119
工具、器具及び備品	2,403
土地	25,253
建設仮勘定	708
無形固定資産	3,246
特許権	5
借地権	560
ソフトウェア	2,580
その他	99
投資その他の資産	58,702
投資有価証券	36,500
関係会社株式	15,320
関係会社長期貸付金	1,001
破産更生債権等	26
前払年金費用	985
敷金	4,488
その他	896
貸倒引当金	△ 517
資産合計	221,613

科目	第87期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	60,935
支払手形	3,888
電子記録債務	11,330
買掛金	20,698
短期借入金	5,200
関係会社短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	300
1年内償還予定の社債	5,000
リース債務	139
未払金	602
未払費用	3,033
未払法人税等	5,205
未払消費税等	585
契約負債	995
預り金	219
賞与引当金	3,638
固定負債	27,341
社債	5,000
長期借入金	4,350
リース債務	327
退職給付引当金	13,258
長期預り金	3,060
繰延税金負債	1,047
その他	297
負債合計	88,276
純資産の部	
株主資本	122,625
資本金	18,670
資本剰余金	16,759
資本準備金	16,759
利益剰余金	90,723
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	
圧縮記帳積立金	4,355
特別勘定積立金	52
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	80,260
自己株式	△ 3,528
評価・換算差額等	10,711
その他有価証券評価差額金	10,711
純資産合計	133,337
負債純資産合計	221,613

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類

P6

事業報告

P23

連結計算書類

P49

計算書類

P52

監査報告書

P55

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第87期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	233,611
売上原価	157,469
売上総利益	76,141
販売費及び一般管理費	60,923
営業利益	15,217
営業外収益	2,380
受取利息	26
受取配当金	1,635
為替差益	271
その他	447
営業外費用	464
支払利息	99
社債利息	18
固定資産除売却損	235
その他	111
経常利益	17,133
特別利益	4,995
投資有価証券売却益	3,877
受取保険金	1,118
特別損失	782
災害による損失	759
投資有価証券売却損	12
投資有価証券評価損	10
税引前当期純利益	21,347
法人税、住民税及び事業税	6,256
法人税等調整額	△ 25
当期純利益	15,116

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				圧縮記帳積立金	特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,395	17	4,180	70,005	80,473
会計方針の変更による累積的影響額								△ 870	△ 870
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,395	17	4,180	69,135	79,602
当期変動額									
剰余金の配当								△ 3,996	△ 3,996
圧縮記帳積立金の取崩					△ 40			40	—
特別勘定積立金の積立						34		△ 34	—
当期純利益								15,116	15,116
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 40	34	—	11,125	11,120
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,355	52	4,180	80,260	90,723

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 0	115,903	13,824	13,824	129,728
会計方針の変更による累積的影響額		△ 870			△ 870
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 0	115,032	13,824	13,824	128,857
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,996			△ 3,996
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
特別勘定積立金の積立		—			—
当期純利益		15,116			15,116
自己株式の取得	△ 3,527	△ 3,527			△ 3,527
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 3,112	△ 3,112	△ 3,112
当期変動額合計	△ 3,527	7,592	△ 3,112	△ 3,112	4,479
当期末残高	△ 3,528	122,625	10,711	10,711	133,337

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社オカムラ 監査役会

常勤監査役 岩 田 寿 一 ㊟

常勤監査役 永 井 則 幸 ㊟

社外監査役 鈴 木 祐 一 ㊟

社外監査役 岸 上 恵 子 ㊟

以 上

第87回株主総会会場ご案内図

日時

2022年
6月29日(水曜日)
午前10時

会場

横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜
キャメロットジャパン
5階「ジュビリー」
電話045-312-2111

交通

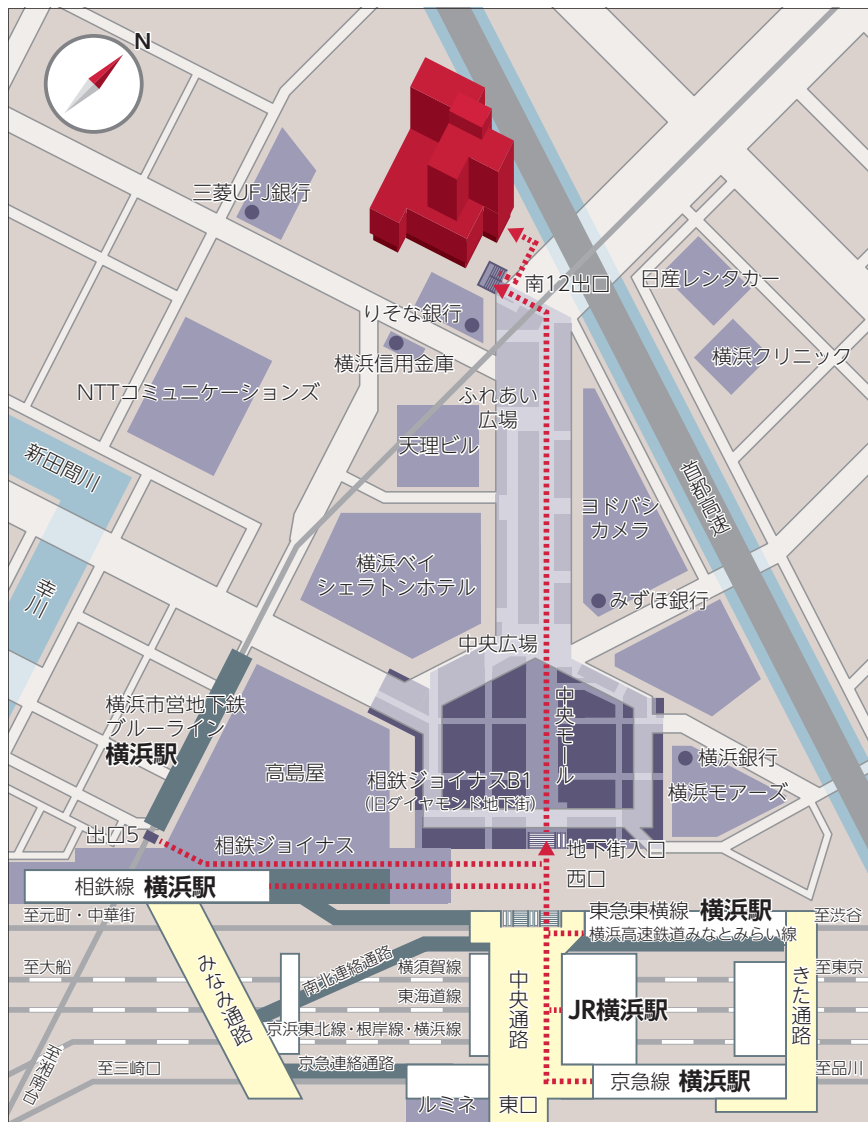
JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」徒歩5分

横浜駅西口相鉄ジョイナスB1
(旧ダイヤモンド地下街)
南12番出口直結

※ホテル横浜キャメロットジャパンへは
横浜駅西口相鉄ジョイナスB1(旧ダイ
ヤモンド地下街)を経由してお越しにな
ると便利です。

駐車場のご用意はいたしておりません
ので、ご来場の際は、公共交通機関を
ご利用くださいますようお願い申し上
げます。



株式会社オカムラ

<https://www.okamura.co.jp/>



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。